# 医療費に係る高額療養費現物給付化について

## 高額療養費の現物給付化

被保険者が事前に健保組合に申請し、「限度額適用認定証」の交付を受けることにより、 医療機関等での窓口負担が、「自己負担限度額(下表参照)」のみで済みます。 但し、食事代の標準負担額や健康保険適用外の費用については、限度額は適用されません。

### <高額療養費の自己負担限度額>

#### 70歳未満の方

所得区分	自己負担限度額(1ヶ月単位・医療機関毎)
標準報酬月額83万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%
標準報酬月額53万円以上83万円未満	167, 400円+(総医療費-558, 000円)×1%
標準報酬月額28万円以上53万円未満	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
標準報酬月額28万円未満	57, 600円
低所得者 (住民税非課税世帯)	35, 400円

**70歳以上の方** 現役並みII、Iの方は限度額適用認定証を提示することで自己負担限度額までの支払いとなります 現役並みII、一般の方は高齢受給者証を提示することで自己負担限度額までの支払いとなりますので、申請不要です。

所得区分	自己負担限度額(1ヶ月単位・医療機関毎)
現役並み皿 (標準報酬月額83万円以上)	252,600円+ (総医療費-842,000円) ×1%
現役並みⅡ (標準報酬月額53万円以上83万円未満)	167,400円+ (総医療費-558,000円) ×1%
現役並み I (標準報酬月額28万円以上53万円未満)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
一般(標準報酬月額28万円未満)	外来:18,000円 入院:57,600円
低所得者Ⅱ (住民税非課税世帯)	外来: 8,000円 入院:24,600円
低所得者 I (住民税非課税世帯 年金収入80万円以下等)	外来: 8,000円 入院:15,000円

総医療費に、実際にかかった医療費総額(1ヶ月単位・医療機関毎・食事代、保険外除く)をあてはめて計算すると、 自己負担限度額(窓口で負担する額)が算出されます。

#### くご注意>

自己負担額が、上表で計算した額を超えない場合は、通常どおり医療費の自己負担割合分 (3割又は2割相当分)を窓口で負担することになります。

#### <付加給付について>

JSR健保独自の付加給付(自己負担額から25,000円を控除した額)については、窓口では適用されません。対象者には、診療月の約3~4ヵ月後に自動支給されます。また、高額療養費の多数該当や世帯合算対象者についても、窓口では適用されないため、自己負担限度額との差額が診療月の約3~4ヵ月後に自動支給されます。いずれも本人からの請求手続きは必要ありません。

※但し、国や市区町村から医療費助成を受けられている場合は、付加給付との調整があります。

#### 提出書類

① 健康保険限度額適用認定証交付申請書(必要事項を記入し、健保組合へ提出して下さい。) ※低所得者の場合は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額申請書」の提出が必要となりますので、 該当の方は健保組合までご連絡下さい。

#### 提出ルート

被保険者 JSR健保

#### 認定証の交付

健保組合から「健康保険限度額適用認定証」を交付いたします。

認定証の発効年月日は、<u>原**則として申請書を健保で受け付けた日の月初から</u>とな**ります。 認定証の有効期限は、最長1年までとなります。</u>

※低所得者の場合は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付いたします。

#### 注意点

- ●発病又は負傷の原因が、業務上・通勤途上中の事故による場合は、労働者災害補償保険 (労災保険)の給付の対象となるため、この「限度額適用認定証」の申請はできません。
- ●負傷の原因が、第三者の行為による場合は、申請前に健保組合までご相談下さい。 原則第三者が治療費を負担するため、限度額の適用を受ける必要がない場合があります。
- ●交付されました認定証は「被保険者の資格がなくなったとき」「被扶養者でなくなったとき」「有効期限が切れたとき」は健保組合に返却することが義務付けられておりますので、管理にはご注意いただき、必ず返却してください。

【提出先・お問い合わせ】 社内便: Y990 給付担当

社外便:〒510-8552 三重県四日市市川尻町100 JSR健康保険組合 給付担当

TEL: 059-345-8004 内線: 227-3049

適用区分

月額

千円

※この申請書は、対象者毎に提出して下さい。

係	事務長	常務理事

# 健康保険限度額適用認定証交付申請書

下記の	つとおり限	度額適用記	認定証の交付	を申請します	。申	請年月日	令和	年	月	月
	以 以 以 以 分 番 号 番 号	記号	番号		被伊	呆険者氏名				(FI)
	以 保 日 日	□昭和 □平成 □令和	年	月 日	事業所	名称		連絡(内総		
被保住	と険者の 三 所	₸	_			•	電話	•	•	
適	氏名					按保険者 この続柄		性別	男	· 女
用	住所	Ŧ	_				電話			
対象	生年月日	□昭和 □平成 □令和	年	月 日	公費 該当	*自己負担額につ	いて国・地方自 (公費の名称		ける資格があ	りますか?
者	療養予	·定期間		<mark>年月日は、原則。</mark>  長1年です。た7  年			で発行いたしま	<b>きす。</b>	/	未定
発病	   又は負傷	の原因が		は通勤途上の				はい		いえ
第三	者の行為	,(交通事	故・けんか	等)又は自打	員事故に	よるものです	ナか?	はい	· \\	いえ
	定証の 送付先	□社外 □被保 □適用		住所: へ郵送(特別 所へ郵送(特別	定記録)	リア : )	)	所属:		)
骨折	• 捻挫等	ケガの場 <sup>・</sup>	合は、以下:	も記入して下						
負傷	5年月日	令和 午前 午後	年月時	分頃	曜)	事故発生	場所			
負征	傷原因	□自担 □自己	己の転落・朝 ポーツによる	この運転操作 云倒等による		負傷状				
発症	** ***			上の事故による場 より被った傷病に						
				ーにより申請する 号確認、本人確認			-	備考欄		
<b>◎健</b>	保処理欄									
	十年月 日	令和	年	月	日	認定証	E		健保受付	日付印
発効	<b>5</b> 年月日	令利	年	月	日	□回収 □回不				
有	効期限	令利	年	月	日		受	領印		

ア・イ・ウ・エ

現Ⅱ・現Ⅰ

## 記入例

				>		〔適用記 	<b></b>	证义	申請	7 🖂		#	即を忘れ
保険	証を見て記	入して下さ	UN.	交付を	申請します	中。申	請年月	目	令和	**	年 *	<b>*</b> 月	**
	₹険者証 2号番号		** <b></b>	番号	****	被保	以除者日	氏名	f	建保	太郎	ß	健保
	R険者の 年月日	☑昭和 □平成 □令和	<b>*</b> 年	<b>*</b> 月	* 🗷	事業所		000	O株式 		連絡(内線		***-**
	R険者の E 所	〒 *** 三重県	**** 市日四 <b>5</b>		任意継 <b>(日意継</b>	続の方は「任 *	<del>I意継続</del>	ijと記入T T	Fさい。 電話	) _	任意継続 < (***		、記入不 * *
適	氏名		健保	花			で 保険者 ウラウ:	<del></del>	妻の申請	_	性別	男	
用	住所	₹	_	٦	なくても	限度額が通公費の実施	5用され	る場合な	がありま	す。	同上		
対象	生年 月日	<ul><li>☑昭和</li><li>□平成</li><li>□令和</li></ul>	<b>*</b> 年	<b>*</b> 月	*日	公費該当		担額についあり(				受ける資	各がありまっ
						P∧ →		なし					
者	療養予	定期間		限は最長	月日は、原則 1年です。た <年 *	<b>として申請</b> だし、未定(	書受付日		ぎ発行いた	します	·。 <b>*</b> 月		未
<u>・療養</u> ・未定 の期間	<b>予定期間</b> の場合は6 間を記入し	定期間 は <b>申請月</b> が 6ヶ月間で て下さい。	*有効期間 令和 <b>から最長1</b> 発行させ	果は最長 * * 年間の ていたか	1年です。た	<b>として申請</b> だし、未定 月 <b>して下さ</b> 長で発行し	書受付日 の場合は ~ へ 、 で欲し	<b>の月初か</b> 6ヶ月間で 令和	** <b>**</b>	年 /		/ · (v)	いき
・療養 ・	<b>予定期間</b> の場合はの場合はの期限が過ぎまます。 可以期限が過ぎます。 定証の 民送付先	定期間 は申請月がるケ月間ででですからも 「本社のの直接を持ち、日本社ののできてからも」 「本社のの直接を持ち、日本社ののできてからも」 「本社ののできてからも」 「本社ののできる。」 「本社のできる。」 「本社のできる	* 有効期 令和 から最長1 発行させ 認定証が 内体の 所事 の 料 接健保事	Rtt最 * <b>年間の</b> * <b>年間の</b> * <b>年間の</b> * <b>年間の</b> * 下所所住所へ	1年です。た (年 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	として申請 だし、未定 月 して下さし 長で発行し 申請して下 幸記録)	書受付日の場合は 〜 へ こ で 欲し い さい。	の月初か 6ヶ月間で 令和 い方は、	**	年 します	*月 はい	· (v)	いき
・療養 ・	き予定期間での場合はで間を記入し、期限が過ぎ	定期間 は申請月がるケ月間ででですからも 「本社のの直接を持ち、日本社ののできてからも」 「本社のの直接を持ち、日本社ののできてからも」 「本社ののできてからも」 「本社ののできる。」 「本社のできる。」 「本社のできる	* 有効期 令和 から最も 一発行させが ででででいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	Rtt最 * <b>年間の</b> * <b>年間の</b> * <b>年間の</b> * <b>年間の</b> * 下所所住所へ	1年です。た (年 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	として申請 だし、未定 月 して下さし 長で発行し 申請して下 幸記録)	書受付日の場合は 〜 へ こ で 欲し い さい。	の月初か 6ヶ月間で 令和 い方は、	**	年 します	*月 はい はい	· (v)	いき
•療養: ・	<b>予定期間</b> の場合はの場合はの期限が過ぎまます。 可以期限が過ぎます。 定証の 民送付先	定期間  は申請用が  「おります」  「おりますます」  「おります」  「おります」  「おります」  「おります」  「おりますます」  「おりますます」  「おりますますます」  「おりますます」  「おりますますますますますますますますますますますますますますますますますますます	* 有効期 から最長1 発行させが 一般対域と 一般対域保 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	ままり       *	1年です。た 年 * ※年 * ※簡 <b>囲で記入</b> きます。最 場合は、再 No.: Y* 三所: (配: (配: (配: (配: (配: (不) ) ) ) ( で の: (の: (の: (の: (の: (の: (の: (の: (の: (の:	として申請 だし、未定 月 して下さし 長で発行し 申請して下 *** 幸記録	書受付日の場合は ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	の月初か 6ヶ月間で 令和 い方は、	1年 3 )	年 します	*月 はい はい	· (v)	いき
• <u>療養</u> :・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ カ ・ る る る る り る り る り る り る り る り る り る り	で記念の場合はの 関を記入し、 期限が過ぎ で証の 民送付先	定 <b>は申請け</b> で。も	** * * * * * * * * * * * * * * * * * *	は <b>生 の                                  </b>	1年です。た * (本) * (**)	として申請定 だし、未定で発行して 長で発行して ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	書受付日は ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	の月初か 6ヶ月間で 令和 い方は、	1年 ) 所	年 します	*月 はい はい	· (v)	いき
• <u>療</u> 養定・の有 認望 <b>新</b>	で表示期間である。 の場合はで調を記入し、 期限が過ぎ を証の は、対策を が、対策を は、対策を と が は、対策を と が と が と が と が と が と が と う と と う と う と	定 <b>は 申 月 が</b> の 合 午 午 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	**	は <b>生 の                                  </b>	1年です。た * (本) * (**)	として、 中請定 で発して、 下発して下 * 記達 ・ 曜) ・ 明ガ	<b>書受付日</b> は マープ で いっこ で いっこ で いっこ で いっこ で かっこ で かっこ	の月初か 6ヶ月間で い方は、 A 9 3 名	************************************	の限度度	*月 はい はい 新 額 画 用 認	定証のな	いえ いえ (R元